

ガバナンス

コーポレート・ガバナンス

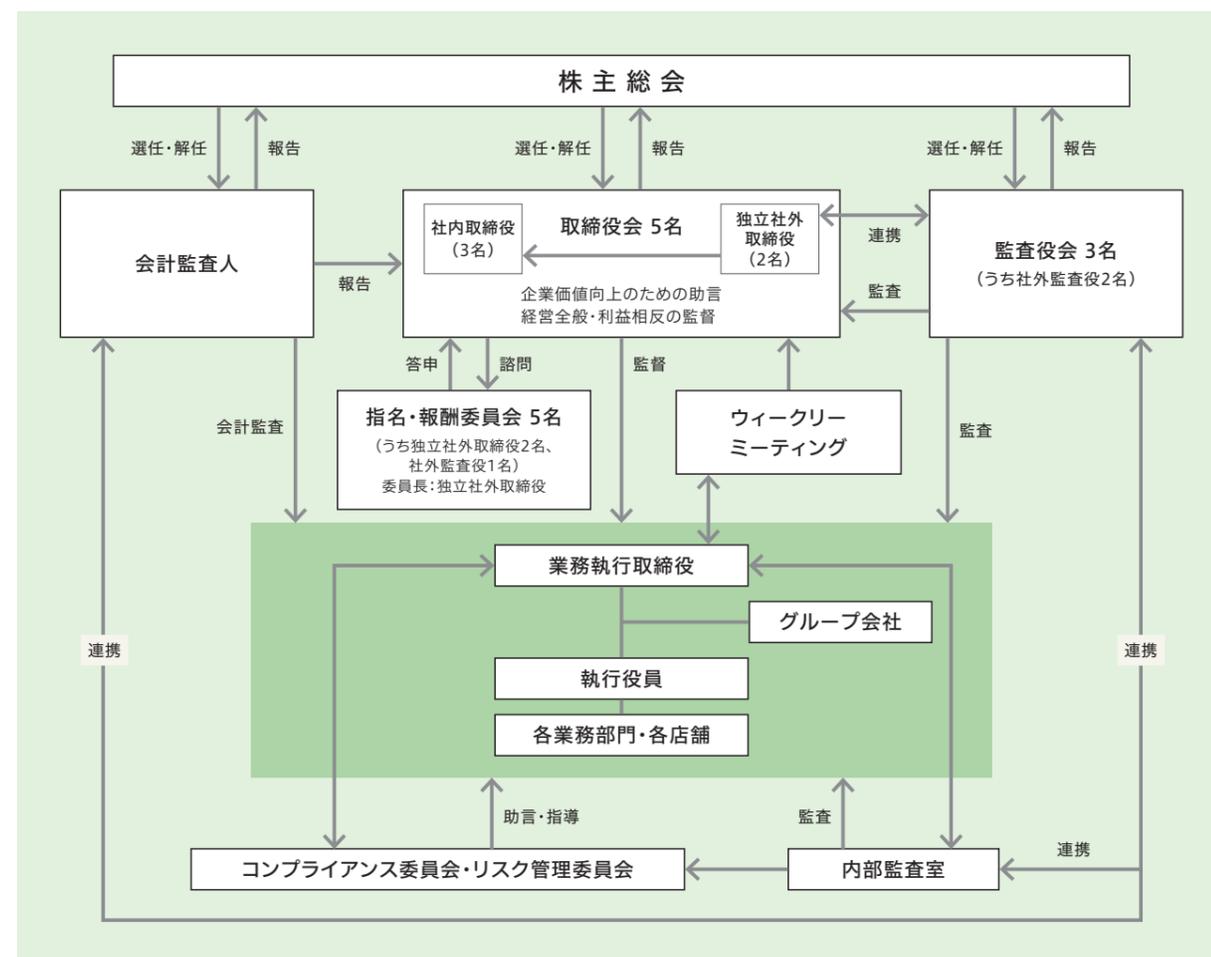
▶コーポレート・ガバナンス体制

当社グループは、お客様、株主様、取引先様、地域社会、そして従業員などのステークホルダーの皆様からのご期待にお応えし、経営の透明性・公正性を追求すると共に、保有する経営資源を十分有効活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると考えています。

グループ全役員・従業員で「顧客価値創造」の使命を果たし2020年6月に制定した企業理念を実現するために、右記の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいきます。

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保します。
- (2) お客様、取引先、地域社会、そして従業員などの株主以外のステークホルダーと適切に協働します。
- (3) 非財務情報を含む会社情報を適切に開示し、経営の透明性を確保します。
- (4) 取締役会は会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、役割及び責務を適切に果たします。
- (5) 株主との建設的な対話を促進し、株主の声を経営に活かします。

■コーポレート・ガバナンス体制図



▶取締役会

取締役会は、原則として毎月1回開催し、経営に関する基本方針のほか法令、定款および取締役会規程で定められた重要事項について意思決定をするほか、相互に取締役の職務執行を監督しています。取締役の任期は、責任の明確化および経営環境の変化に迅速に対応することを目的に、1年としています。

▶監査役会

監査役会は、原則として毎月1回開催し、年度監査計画に基づき取締役会などの重要会議への出席、社内的重要書類の閲覧などにより取締役の業務執行について監査を行っています。また、業務執行取締役との意見交換会や内部監査室及び会

なお、取締役5名のうち2名が社外取締役です。当社は、2018年6月、取締役会の少人数化による経営の意思決定の迅速化及び監督機能の強化と業務執行に対する責任と権限の明確化による経営計画の実行体制の強化を目的に執行役員制度を導入しています。

計監査人との打ち合わせを定期的に行い、経営方針や監査上の重要事項について情報交換を行うことにより、監査の実効性を高めています。なお、現任監査役3名のうち2名が社外監査役です。

▶指名・報酬委員会

当社は、取締役、監査役の指名・報酬に係る決定プロセスの透明性、客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置し

ています。指名・報酬委員会の委員は、取締役会の決議によって選任された5名の委員で構成し、その中の3名は独立社外役員とし、委員長は社外取締役としています。

▶内部統制

当社は、企業理念を実現するために、会社法に基づき内部統制システムの構築に関する基本方針を定めています。当社では、取締役および従業員が法令および定款はもとより、社会規範や企業倫理を遵守した行動をとるために当社グループ全体に適用する「企業行動憲章」を定め、周知しています。また、代表取締役社長を委員長としたコンプライアンス委

員会が、社内規程及び管理体制などの基盤整備に努めると共に、内部監査室が当社グループの内部統制システムの有効性についてモニタリングして、適切かつ効果的に遂行されていることを検証しています。さらに、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するために、財務諸表などが適正に作成されるシステムおよび体制が有効に機能することを継続的に評価しています。